

介護老人保健施設 リバーヒル長井

施設サービス
重要事項説明書

(令和7年10月1日～)

社会福祉法人 長井弘徳会

〒993-0061 山形県長井市寺泉 3525 番地 1

TEL 0238 (84) 7575

FAX 0238 (84) 7718

【 施設サービス 重要事項説明書 】

この書面は、県条例第 75 号に基づき、施設サービス契約を締結する前に、入所申込者またはその家族に説明すべき重要事項を記した書面となります。そして内容について同意いただける場合、当該施設サービス利用に係る契約を締結いたします。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 リバーヒル長井
- ・開設年月日 平成 8 年 4 月 1 日
- ・所在地 山形県長井市寺泉 3525 番地 1
- ・連絡先 TEL : 0238 (84) 7575 ・FAX : 0238 (84) 7718
E-mail info@riverhill.jp
ホームページ <https://www.riverhill.jp>
- ・管理者名 施設長 山口 勝也
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0651580003 号)
- ・敷地面積 26,981.08 m²
- ・建物面積 5,446.02 m²
- ・鉄筋コンクリート造平家建
- ・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
- ・療養室 (居室) 1 人室 (16 室) 観察室 (3 室)、2 人室 (10 室)、4 人室 (21 室)
- ・食堂・談話室・機能訓練室・浴室・家族介護教室・診察室・理美容室
- ・サービスステーション・スタッフルーム・洗濯室・調理室・会議室・事務室

◎主な設備

- ・据置型車椅子式入浴装置 4 基・自力浴槽 (循環ろ過装置) 2 槽
- ・家庭浴槽 3 槽・個浴 (パーソナル浴槽) 1 基
- ・冷暖房設備・床暖房 (ホール)
- ・ハンディナースコール
- ・自動水栓 (一部)
- ・心電図モニター・超音波機器
- ・リハビリテーション機器
- ・放送設備
- ・消防設備・緊急通報装置・火災報知器・スプリンクラー (全館)

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づき、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の支援を行い、居宅における生活への復帰を目的とした施設です。また、在宅復帰の場合には、療養環境の調整など退所時の支援を行います。

(3) 介護老人保健施設リバーヒル長井の運営方針

- ①入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援いたします。
- ②入所者の自傷他害のある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者の身体拘は行いません。
- ③入所者の居宅における生活への復帰を目指します。
- ④入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供に努めます。
- ⑤明るい家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視いたします。
- ⑥市町村・居宅介護支援事業所・他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

(4) 施設の職員体制（基準人員以上を確保しています）

職種	基準上の員数	夜間体制	業務内容
医師	1.2 名以上		診療と健康管理・保健衛生指導
看護職員	概ね 11 名以上	オンコール 1 名	傷病者の処置及び看護
介護職員	概ね 28 名以上		日常生活全般における介護
支援相談員	2 名以上		入所及び相談に関する支援
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2 名以上		理学療法・作業療法・言語聴覚療法訓練・指導・援助
管理栄養士	1 名以上		食事献立と調理及び栄養指導
介護支援専門員	2 名以上		介護認定の調査及びケアプランの作成
調理職員	必要な数		調理
事務職員	必要な数		介護報酬及び利用料の請求・収納事務・経理会計事務
業務職員	必要な数		施設内設備管理・運転業務

(5) 入所定員等 ・ 定員 120 名（うち認知症専門棟 38 名）

2. サービス内容

- (1) 居宅における生活への復帰を目指し、多職種の協議によって作成される「施設サービス計画」に基づき、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の支援（食事介助・排泄介助・週2回の入浴介助・その他必要な介護等）を行います。なお、入所者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するよう努めます。
- (2) 多職種の協議によって作成される、入所者ごとの個別リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションを実施します。なお、原則として療法士によるリハビリテーションは機能訓練室にて行います。ただし、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。
- (3) 認知症行動・心理症状の著しい認知症高齢者に対し、認知症に対応した適切なサービス提供を行います。
- (4) 入所者の口腔の健康状態に応じて、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に関する技術的助言及び指導を行い、その助言及び指導に基づき、必要な事項を記載した口腔衛生の管理体制に関する計画を作成します。
- (5) 入所時に栄養状態を把握し、多職種が協働して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、その栄養ケア計画に基づいた食事を提供します。また、必要な入所者については、医師の判断により療養食を提供いたします。（朝8時、昼12時、夕18時）
※食事は原則として食堂でお召し上がりいただきます。
※食事時間は入所棟により1時間程度前後する場合があります。
- (6) 入所中の療養生活上に必要な相談支援を行うとともに、在宅復帰を目指す入所者については、試行的外泊や試行的外出、在宅のケアマネジャー等との連携を図り、本人及び家族等の在宅生活への不安が軽減できるような支援を行います。
- (7) 療養生活上の質の向上を図るため、季節ごとの行事やレクリエーションを実施します。

3. 利用料金

(1) 基本利用料（一部の加算込み）

※介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び入所者の所得段階（第1段階・第2段階・第3段階の方には、居住費・食費に対する補足給付実施）及び居室によって自己負担額が異なります。

※多床室（4人部屋・2人部屋）

要介護度	介護報酬 基本部分	サービス提供 体制強化 加算Ⅰ	在宅復帰在 宅療養支援 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算	居住費	食費	日額	月額 (30日)
要介護1	871円	22円	51円	24円	0円	300円	1,268円	38,040円
要介護2	947円						1,344円	40,320円
要介護3	1,014円						1,411円	42,330円
要介護4	1,072円						1,469円	44,070円
要介護5	1,125円						1,522円	45,660円

※個室

要介護度	介護報酬 基本部分	サービス提供 体制強化 加算Ⅰ	在宅復帰在 宅療養支援 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算	居住費	食費	日額	月額 (30日)
要介護1	788円	22円	51円	24円	550円	300円	1,735円	52,050円
要介護2	863円						1,810円	54,300円
要介護3	928円						1,875円	56,250円
要介護4	985円						1,932円	57,960円
要介護5	1,040円						1,987円	59,610円

[第2段階]

※多床室（4人部屋・2人部屋）

要介護度	介護報酬 基本部分	サービス提供 体制強化 加算Ⅰ	在宅復帰在 宅療養支援 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算	居住費	食費	日額	月額 (30日)
要介護1	871円	22円	51円	24円	430円	390円	1,788円	53,640円
要介護2	947円						1,864円	55,920円
要介護3	1,014円						1,931円	57,930円
要介護4	1,072円						1,989円	59,670円
要介護5	1,125円						2,042円	61,260円

※個室

要介護度	介護報酬 基本部分	サービス提供 体制強化 加算Ⅰ	在宅復帰在 宅療養支援 加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算	居住費	食費	日額	月額 (30日)
要介護1	788円	22円	51円	24円	550円	390円	1,825円	54,750円
要介護2	863円						1,900円	57,000円
要介護3	928円						1,965円	58,950円
要介護4	985円						2,022円	60,660円
要介護5	1,040円						2,077円	62,310円

[第3段階]

※多床室（4人部屋・2人部屋）

要介護度	介護報酬 基本部分	サービス 提供体制 加算Ⅰ	在宅復帰 在宅療養 支援加算 Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算	居住費	食費 3段階① (3段階②)	日額	月額 (30日)
要介護1	871円	22円	51円	24円	430円	650円 (1,360円)	2,048円 (2,758円)	61,440円 (82,740円)
要介護2	947円						2,124円 (2,834円)	63,720円 (85,020円)
要介護3	1,014円						2,191円 (2,901円)	65,730円 (87,030円)
要介護4	1,072円						2,249円 (2,959円)	67,470円 (88,770円)
要介護5	1,125円						2,302円 (3,012円)	69,060円 (90,360円)

※個室

要介護度	介護報酬 基本部分	サービス 提供体制 加算Ⅰ	在宅復帰 在宅療養 支援加算 Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員 配置加算	居住費	食費 3段階① (3段階②)	日額	月額 (30日)
要介護1	788円	22円	51円	24円	1,370円	650円 (1,360円)	2,905円 (3,615円)	87,150円 (108,450円)
要介護2	863円						2,980円 (3,690円)	89,400円 (110,700円)
要介護3	928円						3,045円 (3,755円)	91,350円 (112,650円)
要介護4	985円						3,102円 (3,812円)	93,060円 (114,360円)
要介護5	1,040円						3,157円 (3,867円)	94,710円 (116,010円)

※多床室（4人部屋・2人部屋）

※個室

[第4段階] ※2割負担の方

※多床室（4人部屋・2人部屋）

※個室

要介護度	介護報酬 基本部分	サービス提供 体制強化加 算Ⅰ	在宅復帰在 宅療養支援 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	居住費	食費	日額	月額 (30日)
要介護1	1,576円	44円	102円	48円	1,810円	1,622円	5,202円	156,060円
要介護2	1,726円						5,352円	160,560円
要介護3	1,856円						5,482円	164,460円
要介護4	1,970円						5,596円	167,880円
要介護5	2,080円						5,706円	171,180円

[第4段階] ※3割負担の方

※多床室（4人部屋・2人部屋）

要介護度	介護報酬 基本部分	サービス提供 体制強化加 算Ⅰ	在宅復帰在 宅療養支援 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	居住費	食費	日額	月額 (30日)
要介護1	2,613円	66円	153円	72円	437円	1,622円	4,963円	148,890円
要介護2	2,841円						5,191円	155,730円
要介護3	3,042円						5,392円	161,760円
要介護4	3,216円						5,566円	166,980円
要介護5	3,375円						5,725円	171,750円

※個室

要介護度	介護報酬 基本部分	サービス提供 体制強化加 算Ⅰ	在宅復帰在 宅療養支援 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	居住費	食費	日額	月額 (30日)
要介護1	2,364円	66円	153円	72円	1,810円	1,622円	6,087円	182,610円
要介護2	2,589円						6,312円	189,360円
要介護3	2,784円						6,507円	195,210円
要介護4	2,955円						6,678円	200,340円
要介護5	3,120円						6,843円	205,290円

※食事について入所日と退所日、外泊初日と外泊終日など、一食でも提供があった場合には、一日分の食費をいただくこととなります。

※居室について、本人の心身の状況、他入所者との状況により居室の移動をする場合があります。ご本人及びご家族は基本(同じ金額の居室間の移動)については承諾いただくこととなります。

(2) 加算項目 ※2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。

①通常算定する加算及び算定要件を満たす場合に算定する加算

加算名称	加算額	内容
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (※再掲)	22 円/日	職員の 80%以上が介護福祉士の資格を有している場合。 勤続年数 10 年以上の介護福祉士 35%以上配置している場合。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51 円/日	在宅復帰・在宅療養支援機能指標において加算型の基準を満たしている場合。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) (※再掲)	51 円/日	在宅復帰・在宅療養支援機能指標において超強化型の基準を満たしている場合。
夜勤職員配置加算 (※再掲)	24 円/日	標準より手厚く夜勤時間帯に職員が配置されている場合。
新規入所初期加算(Ⅰ)	60 円/日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後 30 日以内に退院し、入所した者について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、初期加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。 ・空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、医療機関に定期的に情報を共有していること。 ・空床情報について、ウェブサイト定期的に公表するとともに、急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に情報共有を行っていること。
新規入所初期加算(Ⅱ)	30 円/日	(Ⅱ)上記以外の入所で入所した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算(Ⅱ)として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、初期加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。
安全対策体制加算	20 円/回 (入所時1回)	外部研修を受けた担当者が施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。
認知症ケア加算	76 円/日	認知症専門棟に入所して専門ケアを実施した場合。
若年性認知症入所者受入加算	120 円/日	入所者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であると判断し、緊急入所となった場合、7日を限度として算定。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 円/月	入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等にかかる基本的な情報を厚生労働省に提出し情報を活用していること。 加えて、疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、活用していること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60 円/月	(Ⅰ)に加え、疾病情報、服薬情報等を厚生労働省に提出している場合。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 円/月	①感染症法に規定される第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 円/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	加算額は 右に記載→	介護職員等の処遇改善に充てる加算になります。 ※(基本報酬+各種加算)×75/1000

②医師の指示等により算定される加算

加算名称	加算額	内容
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) (入所日から起算して3ヶ月以内を限度)	258 円/日 (週 5 回限度)	医師の指示を受けた療法士が集中的にリハビリを行った場合、かつ原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) (入所日から起算して3ヶ月以内を限度)	200 円/日 (週5回限度)	(Ⅰ)の要件を満たさないが、医師の指示を受けた療法士が集中的にリハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) (入所日から起算して3ヶ月以内を限度)	240 円/日 (週3回限度)	①リハビリを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。また、②入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリ計画を作成していること等。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) (入所日から起算して3ヶ月以内を限度)	120 円/日 (週3回限度)	Ⅰの②の要件を満たさない場合 (入所日から起算して3ヶ月以内を限度)
経口移行加算	28 円/日	経管栄養から経口栄養に移行できる可能性がある場合、経口移行計画(栄養計画)を作成し医師の指示に基づき実施した場合。 作成(同意を得た)日から起算して 180 日以内が原則であるが、期間を超えた場合でも医師の指示にて支援が必要である場合は引続き加算が算定となる。
経口維持加算(Ⅰ)	400 円/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対して食事の観察及び会議等を行い経口維持計画に従い医師より指示を受けた栄養士等が栄養管理を行った場合に1月につき加算。
経口維持加算(Ⅱ)	100 円/月	経口維持加算(Ⅰ)を算定していて食事の観察や会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が参加した場合に1月につき加算。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 円/月	歯科医師または、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理にかかる技術的助言、及び指導を年2回以上行った場合。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 円/月	(Ⅰ)に加え、口腔衛生等の管理にかかる計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合。
療養食加算	6 円/食	医師の指示により必要となった場合。(1日3食迄)
緊急時施設療養費緊急時治療管理加算	518 円/回	症状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合に緊急的な治療管理として投薬、注射、処置等を行った場合1月に1回連続する3日を限度とする。

所定疾患施設療養費加算(Ⅰ)	239 円/日	下記の疾病により治療を必要とする状態になった入所者に対し、対応する処置等を行った場合、1回に連続する7日間を限度とし月に1回限り算定する ①肺炎(検査) ②尿路感染症(検査) ③带状疱疹(投薬・検査・注射・処置) ④蜂窩織炎(投薬・検査・注射・処置) ⑤心不全(注射又は酸素)
所定疾患施設療養費加算(Ⅱ)	480 円/日	前記で対応する医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140 円/回	① 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講すること。 ② 入所後1月以内に、状況に応じて入所者の処方の内容を変更する可能性があることについて主治の医師に説明し、合意していること。 ③ 入所前に当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と入所者の主治の医師が共同し、入所中に当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行うこと。 ④ 入所中に当該入所者の処方の内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行うこと。 ⑤ 入所時と退所時の処方の内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70 円/回	(Ⅰ)イの要件①、④、⑤に掲げる基準のいずれにも適合していること。また、入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240 円/回	(Ⅰ)イ又はロを算定していること。また、当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100 円/回	・かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)を算定していること。 また、退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少していること。
自立支援促進加算	300 円/月	医師が自立支援の為の医学的評価を行い、少なくとも6ヶ月に1回見直しを行い、多職種協働し支援計画策定がされ、計画に沿った支援が行われていること。また、3ヶ月に1回支援計画の見直しを行うこと。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し情報を活用していること。
認知症情報提供加算	350 円/回	認知症の確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断し施設内では診断が困難と判断し国が定める医療機関へ紹介をした場合

③実施した場合に個別に算定する加算

加算名称	加算額	内容
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450 円/回	入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後7日以内に当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合。(入所時1回限り)
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480 円/回	施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。(入所時1回限り)
試行的退所時指導加算	400 円/回	入所期間が1月を越える入所者が試行的に退所する場合、入所者及び家族へ退所後の療養上の指導を行った場合。
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500 円/回	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。(退所時1回限り)
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250 円/回	医療機関へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。(退所時1回限り)
入退所前連携加算(Ⅰ)	600 円/回	①入所期間が1月を超えることが見込まれる入所者について、入所予定日前 30 日以内又は入所後 30 日以内に、退所後の生活を見据え、退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅における居宅サービスの利用方針を定めること。 ②入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅サービスの利用上必要な調整を行い、必要な連携内容を記録した場合、退所日に加算。
入退所前連携加算(Ⅱ)	400 円/回	(Ⅰ)の要件②のみを満たす場合
リハビリテーション マネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53 円/月	①入所者ごとのリハ計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてリハ計画の内容を見直す等、リハの実施に当たって、当該情報その他リハの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ②口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント加算を算定していること。 ③ 入所者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。 ④共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職種間で共有していること。
リハビリテーション マネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33 円/月	(Ⅰ)の要件①及び②を満たしている場合

栄養マネジメント強化加算	11 円/日	規定要件の管理栄養士を配置し、栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用していること。
再入所時栄養連携加算	200 円/回	栄養マネジメント加算を算定しており、入所者が医療機関に入院し入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して調整を実施した場合。
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者について、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合。(1月につき1回を限度として算定)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円/月	①入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。 ②①の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ③①の確認の結果、褥瘡が認められ、又は①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が協働して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ④入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録していること。 ⑤①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 円/月	(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。

④入所者及び家族の選択による加算

ターミナルケア加算 (看取り介護加算)	72 円/日(死亡日以前 31～45 日) 160 円/日(死亡日以前4日～30 日) 910 円/日(死亡日前日及び前々日) 1,900 円/日(死亡日)	医師により回復の見込みが期待されないと診断された入所者が、施設での看取りを希望された場合に 45 日間を限度とする。
------------------------	---	--

(3) 外泊時費用

2泊以上の外泊の場合、外泊初日と最終日を除き、次の金額を算定させていただきます。

外泊時費用	362 円/日
外泊時費用 (入所者等の同意を得て在宅サービスを利用する場合)	800 円/日

(4) 毎日の茶会時の菓子と飲み物(コーヒ一等・お茶類等※嚥下困難者のゼリー含む)代
(1日あたり 100 円)

(5) 栄養補助食品代(1日あたり 180 円)

低栄養状態の入所者に対して栄養ケア計画に基づき栄養補助食品を提供した場合。

(6) 日用品費（１日あたり 110 円）

◎ご家族様等が準備や買い足し、補充をする必要がなくなります。ご家族様等が準備等をする事により必要ない場合はお申し出ください。

日用品の内訳には以下の物が含まれます。希望時・必要時に使用できます。

ティシュペーパー、スキンクリーム	歯ブラシ（通常・義歯用）※定期交換
歯磨き粉・舌ブラシ	口腔用ブラシ（寝たきりの方用）
リンス・シャンプー・ボディシャンプー	入れ歯洗浄剤・入れ歯安定剤
洗身用タオル・バスタオル・洗面タオル	ヘアウォーター・ボディミルク

(7) 教養娯楽費（１日あたり 110 円）

◎各自の介護状態や趣味に見合ったクラブ活動や楽しみ等を提供するための費用です。

教養娯楽の内訳には以下の内容や材料が含まれます。自由に参加や使用ができます。

施設内の行事費用（夏祭り・文化祭等）	誕生会の花束・ボランティア費用
喫茶コーナーの菓子・飲み物	個人用園芸材料
雑誌、図書・新聞の購入・カラオケ	各種（音楽・朗読）CD・DVD
習字・手工芸等材料	囲碁・将棋・ゲーム各種貸し出し

※病状によっては必要とされない方、又は希望されない場合はお申し出ください。

（特別な行事等、入所者・家族の了解を得た上で、実費相当分をいただく場合もあります。）

(8) その他選択的サービス等の料金

項目	金額	内容
入退所時送迎代	市内 1,200 円 市外 2,400 円	片道
電気使用代	75 円/日	電気毛布使用時※その他の使用はご相談ください
ベッドサイドテレビ視聴料	120 円/日	B-CAS カード貸与による
私物洗濯代	70 円/枚	汚染した衣類(衣類は家族洗濯が原則)
コインランドリー使用料	100 円/回	本人・家族等が使用する場合 洗濯機と乾燥機はそれぞれにかかります
理容代	通常 : 3,000 円 カットのみ : 1,600 円 顔そりのみ : 1,600 円 シャンプーのみ : 1,600 円 髪染め : 4,000 円	※通常とはカットと顔そり ※パーマは行っていません
浴衣代	1,700 円	亡くなられた際に着用
エンゼルケア代	5,000 円	亡くなられた後の処置にかかる費用
書類作成等	別途料金表による	費用は書類の内容による
預かり金管理費	20 円/日	理由によりやむを得ない場合のみ

※生計困難者の方に対し、減免規程による減免制度がありますので、ご相談ください。

4. 支払い方法

(1) 毎月 10 日頃に、前月分の請求書を発送しますので、次項に示す期限までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

(2) お支払い方法は、現金又は銀行振り込み、口座振替の 3 つの方法があります。

現金又は銀行振り込みの場合はその月の 20 日まで。口座振替の場合はその月の 15 日に引き落としとなりますので、残高の確認をお願いいたします。

※口座振替は、きらやか銀行・米沢信用金庫・山形銀行・ゆうちょ銀行・農協の各本支店に限る

5. 施設利用に当たって以下の事項についてご留意ください。

(1) 面会等について

面会、洗濯物の入れ替えをされる方は、正面玄関の所定の場所にて、面会届兼来所届に記入をお願いします。面会時間は 13 時より 19 時までです。

(2) 外出・外泊について

①本人・家族希望による外出（受診を除く）・外泊は医師の許可が必要です。所定の用紙に行き先、日時などを記入の上、事前にお申し出ください。尚、外出・外泊時の事故等につきましては当施設では責任を負いかねます。

②上記に関わらず、施設側から試行的な外出や外泊をお願いする場合があります。

③外泊中であっても、紹介状なしで医療保険での受診はできません。必ず事前にご相談ください。緊急の場合はこの限りではありませんが、受診後ご連絡ください。

④外泊は、月 6 日までが限度となります。

⑤外泊 3 日前までに申し出た場合、丸一日不在の日に限り食事の請求はありません。

(3) 喫煙・飲酒・飲食物の持ち込み

①喫煙・飲酒は禁止です。

②飲食物の持ち込みは原則禁止です。

(4) 火気の取扱い

発火の恐れのある物品等は施設内に持ち込まないとともに、火災防止上、危険を感じた時は直ちに職員に通報してください。

(5) 施設内における撮影（写真、動画等）、録音等について

入所者や職員のプライバシー及び個人情報保護するため、施設内で許可なく撮影（写真、動画等）及び録音等を行うことを原則禁止しています。許可なく撮影及び録音等を行っていることが判明した場合は、データを削除させていただきます。撮影や録音等を希望される方は、それらを行う部署（場所）の職員にお声がけください。

また、撮影した写真や動画、録音等を SNS 等に許可なく投稿することを併せて禁止しております。不審な方を見かけましたら、職員までお知らせください。

(6) その他禁止事項

①施設では、入所者に安心して療養生活を送っていただくため、入所者の「営利行為、

宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止とします。

②ペット類の持ち込みは禁止とします。

6. 他機関との連携

(1) 協力医療機関への受診

当施設では入所者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合又は、緊急を要する場合には、協力医療機関へ診療の依頼をすることがあります。

○協力医療機関

- ・ 名 称 公立置賜総合病院
- ・ 住 所 山形県川西町大字西大塚 2000 番地
- ・ 名 称 公立置賜長井病院
- ・ 住 所 山形県長井市屋城町 2 番 1 号

○協力歯科医療機関

- ・ 名 称 寺嶋歯科医院
- ・ 住 所 山形県長井市本町 2 丁目 7 番 27 号

(2) 他機関の紹介

当施設での対応が困難な状態、もしくは専門的な対応が必要になった場合には、他の医療機関を紹介します。

7. サービスに関する苦情の対応

入所者及びその関係者は、提供されたサービスに苦情等がある場合、苦情相談窓口で苦情を申し立てることができます。申し立て受理後、苦情解決担当者は事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び方法について申立人に対し報告します。

(1) 苦情相談窓口

〒993-0061 山形県長井市寺泉 3525 番地 1 電話：0238-83-2100

リバーヒル長井相談センター長

(2) 次の部門に苦情解決担当者を配置し、それぞれの部門を担当する責任者を配置します。

- ・ 相談センター部門担当
- ・ 介護部門（あやめ・はぎ）担当
- ・ 介護部門（つつじ・すみれ）担当
- ・ 介護部門（認知症専門棟）担当
- ・ 専門職（看護・栄養・療法）部門担当
- ・ 法人本部（事務・総務・業務・企画）担当

(3) その他の相談窓口

苦情解決第三者委員 3 名 電話：0238-84-7575（施設内に氏名及び連絡先を掲示）

国民健康保険団体連合会 電話：0237-87-8000

長井市福祉あんしん課 電話：0238-82-8011

※苦情相談には真摯に対応し、相談者のプライバシーを厳守します。苦情を申し立てたことにより入所者が不利な扱いを受けることは一切ありません。

8. 非常時災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行います。

○防災設備 消火器、消火栓・感知器・非常通報装置・スプリンクラー

○防災訓練 年2回

9. 職員の資質の向上

施設は、職員の資質の向上のために、研修等の機会を確保するとともに、研修会への参加を積極的に支援します。また、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない職員について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じます。

10. ハラスメント防止対策

職員に対し男女雇用機会均等法における適切なハラスメント対策に関する施設の責務を踏まえ、就業規則別冊「ハラスメント防止対策規程」に基づいた適切なハラスメント対策を行います。

11. 衛生管理

施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

12. 感染症予防及びまん延の防止のための措置

施設において感染症が発生、又はまん延しないように、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（机上訓練を含む）を年2回実施します。
- (4) 感染症の予防及びまん延防止対策の担当者として看護師を配置します。

13. テレビ電話等の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（入所者の居宅を訪問して実施が求められているものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から以下のような場合はテレビ電話等を使用することがあります。

- (1) 入所者等が参加せず、医療・介護関係者のみで実施する場合
- (2) 入所者等が参加するものについて入所者の同意を得た場合

14. 高齢者虐待防止の推進

施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止する為、委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し虐待の防止のための研修を年2回実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するため担当を配置します。

15. 身体的拘束等の適正化を図るため、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (4) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施します。

16. 事故発生防止の対策及び事故発生時の対応

- (1) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに山形県、市町村、入所者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

連絡先：置賜総合支庁 電話：0238-26-6000

長井市福祉あんしん課 電話：0238-82-8011

- (2) 事故発生防止のために、安全対策の担当者としてリスクマネージャーを配置します。
- (3) 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償します。

17. 業務継続計画の策定

施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続してサービスの提供を受けられるよう、また、早期の業務再開を図るための「業務継続計画」（BCP）を策定するとともに、当該計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。

18. 見守りセンサー型介護機器の設置について

入所者の健康状態の把握や転倒転落防止のため、ベッド上での動きや体重・睡眠状態のデータ収集を行うセンサー機器を設置する場合があります。

※設置した場合でも体調急変の完全把握や転倒を完全に防止出来るものではありません。

※入所者の行動を抑制したり、映像機器で行動を監視するものではありません。

19. その他運営に関する重要事項

- (1) 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所は行いません。
- (2) 施設の運営規程の概要、施設サービスの提供に関する重要事項等については、施設内で自由に閲覧できる形で据え置くこととし、事業計画、財産内容については、施設内に掲示します。

- (3) 短期入所サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他施設サービスの提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存します。なお、施設サービスの提供において、介護記録・看護記録・リハビリ記録については個人情報保護のガイドライン等を遵守しつつ、磁気ディスク等への電磁的な保存のみとします。

入所者氏名 _____ 様

令和 年 月 日

施設サービスの提供開始に当たり、契約書及び本書面に基づき重要な事項を説明しました。	
所在地	〒993-0061 山形県長井市寺泉 3525 番地 1
名称	社会福祉法人 長井弘徳会 介護老人保健施設リバーヒル長井
説明者 氏名	

私は、契約書及び本書面により、施設から施設サービスについての重要事項の説明を受け、その内容について同意します。			
住所	〒（ ）		
氏名		続柄	

緊急連絡先

優先 順位	氏名	続柄	住所	連絡が取りやすい 電話番号
1				
2				